

タイヤ等の自動車用品販売に関する不当な二重価格表示について

消費者庁は、平成29年6月28日付で、自動車用タイヤの販売に関する新聞・チラシ広告において「不当な二重価格表示」を行った会員事業者に対し、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。（有利誤認表示）

<違反事実の概要（6月28日付）>

【自動車用タイヤに関する不当表示】

新聞・チラシ広告に掲載した自動車用タイヤについて、「当店通常価格より『新聞見ました』で最大半額！」等と記載した上で、「一本価格」と称する実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」又は「通常」と称する価額を併記することにより、あたかも、当該価格が通常販売している価格より安いかのように表示していたが、「通常1本価格」又は「通常」と称する価額は、当該事業者において販売された実績のない価格であった。



○詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。【6月28日付 措置命令】

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170628_0001.pdf

会員各社に対しましては、タイヤ等自動車用品を販売する際にも、販売された実績のない価格を比較対照価格に用いた二重価格表示を行う等、取引条件について、実際のものより有利であるかのように、消費者に誤認されるような表示を行わないよう、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112